

国民健康保険・後期高齢者医療制度 からのお知らせ

1、高額療養費の自己負担限度額が変更されます

70歳以上の国民健康保険加入者および後期高齢者医療制度加入者の高額療養費の自己負担限度額が、平成29年8月から次のとおり変更されます。

区 分		1か月の自己負担限度額(※1)				変更の有無	
		平成29年7月まで		平成29年8月から			
		3回目まで	4回目以降	3回目まで	4回目以降		
現役並み所得者		外来 〔個人単位〕	44,400円		57,600円		あり
		外来＋入院 〔世帯単位〕 (医療費総額 -267,000円) ×0.01+80,100円	44,400円		(医療費総額 -267,000円) ×0.01+80,100円	44,400円	なし
一 般		外来 〔個人単位〕	12,000円		14,000円(※2)		あり
		外来＋入院 〔世帯単位〕	44,400円		57,600円	44,400円	
住民税 非課税 世帯	区分Ⅱ	外来 〔個人単位〕	8,000円		8,000円		なし
		外来＋入院 〔世帯単位〕	24,600円		24,600円		
	区分Ⅰ	外来 〔個人単位〕	8,000円		8,000円		
		外来＋入院 〔世帯単位〕	15,000円		15,000円		

※1：月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより後期高齢者医療制度に加入する方（障害認定で加入する方は除く）は、加入した月の自己負担限度額が1/2に調整されます。

※2：1年間（8月1日から翌年7月31日まで）の外来の自己負担額合計の限度額が144,000円となります。

2、入院時生活療養標準負担額（居住費）の金額が変更されます

65歳以上の国民健康保険加入者および後期高齢者医療制度加入者が療養病床に入院したときの居住費が、平成29年10月から次のとおり変更されます。

区 分	入院時生活療養費		変更の有無
	平成29年9月まで	平成29年10月から	
以下のいずれにも該当しない方	1日につき320円	1日につき370円	あり
厚生労働大臣の定める者（指定難病患者を除く）	1日につき0円	1日につき200円	
指定難病患者	1日につき0円	1日につき0円	なし
老齢福祉年金受給者	1日につき0円	1日につき0円	

問い合わせ先

○国保制度について
○後期高齢者医療制度について

・住民生活課国民健康保険係
・北海道後期高齢者医療広域連合
・住民生活課国民健康保険係

☎0137-62-2112
☎011-290-5601
☎0137-62-2112

【共催】
八雲町・八雲総合病院・八雲保健所
雲保健所
【問い合わせ先】
保健福祉課健康推進係
(シルバークラサ内)
☎0137-64-2111
・八雲総合病院医療連携係
☎0137-63-2185
・八雲保健所企画総務課企画係
☎0137-63-2168

※茶菓子代として200円徴収します。
・茶話会
運動でリフレッシュ（簡単）
・ミニレクリエーション（簡単）
【内容】申し込み不要です。
【場所】八雲総合病院南棟5階講堂
【日時】7月12日（水）
午後1時30分～3時

がんサロンの お知らせ

ひとりで悩んでいませんか？